

どんな性別でも ソジーでも大丈夫

届出する人の戸籍の性別や
ソジーは問いません。
パートナー・家族として
暮らすお二人ならば
どなたでも届出できます。

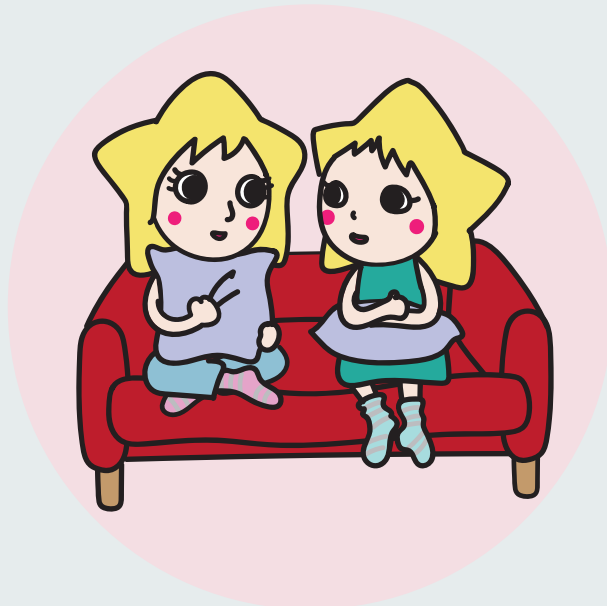


子どもも含めて 証明します

お二人に加えて、
子どもも家族である届出が
あったことを証明します。

困りごとの解消へ つなげます

家族であることを証明でき、
事情の説明や関係性の証明が
しやすくなります。
市は、市民や事業者への周知・
啓発に取り組みます。



ソジー（SOGIE）とは

性別には、生まれたときのからだの特徴のほかに、大切な3つの要素があります。この性の要素のことを、英語の頭文字を取ってソジーといいます。ソジーはすべての人が持つ性の要素で、一人ひとり違います。

思う・感じる性（自分がどんな性別だと感じるか：Gender Identity）

あらわす性（どんな服を着て、どんな髪形にするか、自分を何と呼ぶかなど：Gender Expression）

好きになる性（どんな性別の人を好きになるか、ならないか：Sexual Orientation）

明石市 パートナーシップ・ ファミリーシップ・ 制度

パートナーや
大切な人を
家族として
届出できます

明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

明石市では、ソジエに関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえ」のまちの実現を目指しています。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、人生のパートナーや大切な人を「家族」として届け出たことを、市が証明する制度です。

届出できる方

次のすべての項目に該当する方

- ① 成人である
- ② いずれかが明石市内に住所を有する
(または転入を予定している)
- ③ 配偶者がいない
- ④ ほかの人とパートナーシップ関係にない
- ⑤ 双方が近親者でない

届出者の戸籍上の性別やソジエは問いません

パートナーと
ずっと一緒にいたい



家族として
認めてほしい



結婚して名前が変わることに
躊躇してしまう…



遺産相続の問題で
結婚に踏み出しにくい



婚姻しない・できないなど、
「家族の関係」を示しづらいお二人が対象です

届出について

必要書類を揃えて届出(郵送可) → 書類審査・
受理 → 届出受理証明書を市役所で受け取りの
流れになります。

書類審査には数日のお時間を頂きます。

届出は郵送でも可能ですが、届出受理証明書を
受け取る際には、本人確認のため原則お二
人で来庁していただきます。「子に関する届出」
も提出する場合は、お子さんも一緒に来庁を
お願いします。

<p>明石市 パートナーシップ 制度 届出受理証明書</p> <p>明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、届出を受理したことを証します。</p> <p>様 様</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>明石市長 泉 房穂 公印</p>	<p>この受理証明書の提示を受けられた方へ</p> <p>明石市では、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえ」のまちの実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。</p> <p>性の多様性について、違いや個性による差別や偏見のないまちづくりへのご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、この制度を利用する方の性(性的指向、性自認、性表現)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。</p>
--	---

届出受理証明書
ファミリーシップ制度
パートナーシップ

お二人の氏名

戸籍上の氏名

子どもの氏名

<p>【特記事項】</p> <p>戸籍上の氏名: _____</p> <p>子どもの氏名: _____ (年 月 日生)</p> <p>【緊急連絡先】(自由記載)</p>

届出に必要な書類など手続きの詳細は、市ホームページ「パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック」をご確認ください



ホームページはこちら

明石市政策局ジェンダー平等推進室
LGBTQ+/SOGIE施策担当
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL:078-918-6056 FAX:078-918-5294
mail:sogie@city.akashi.lg.jp

